

新型コロナウイルス感染症の影響で被害を受けた人は 保険料(税)の減免制度が利用できます

内容 新型コロナウイルス感染症の影響により、被害を受けた人の納入・納税負担を軽減するため、申請により保険料(税)が全額免除または、一部減額となります。

◆対象者

次の①または②に該当する人

① 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者(※1)が死亡または重篤な傷病を負った被保険者。▶▶ **保険料(税)を全額免除**

② 世帯の主たる生計維持者の事業収入等(※2)の減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上の被保険者。
▶▶ **保険料(税)の一部を減額**

ただし、②の人は、世帯の主たる生計維持者の合計所得金額が1,000万円以下(※3)で、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下に該当する世帯に限ります。

(※1)主たる生計維持者・・・後期高齢者医療保険料、国民健康保険税は、世帯主です。

(※2)事業収入等・・・事業(営業等・農業)収入、不動産収入、山林収入または給与収入。

(※3)1,000万円以下・・・介護保険料は、適用しません。

◆対象期間

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期にかかる保険料(税)

ただし、令和2年1月以前分の保険料(税)が上記納期限で賦課(課税)されている分は除外。

◆申請方法

郵送による申請または、下記の会場で受け付けます。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送を推奨しています。

◆申請に必要なもの

①減免申請書

申請書および記入要領は、市ホームページ、受付会場、問い合わせ先の窓口で入手できます。

②減収等の証明書

詳細は、市ホームページ、7月中旬頃に送付する納入(納税)通知書同封のチラシをご確認ください。

③対象となる保険料(税)の保険証

④申請者の印かん

※③と④は、窓口で申請する場合のみ必要。

◆受付会場・受付日時

場 所	受 付 日	受 付 時 間
市役所大会議室	7月25日(土)・26日(日)	9:30~11:30 13:00~15:00
三浦住民センター	27日(月)	
鈴田 //	28日(火)	
萱瀬 //	29日(水)	
中地区公民館	30日(木)	
竹松住民センター	31日(金)	
福重 //	8月3日(月)	
松原 //	4日(火)	



※駐車場に限りがあります。公共交通機関をご利用ください。

※各受付会場の受付日に都合が付かない場合は、8月5日(水)から各問い合わせ先の窓口で受け付けます。

◆問い合わせ先

- 介護保険料に関すること……長寿介護課 ☎20・7301
- 後期高齢者医療保険料に関すること……国保けんこう課(内線110)
- 国民健康保険税に関すること……税務課(内線122)

安全対策課(内線214)

後付け急発進防止装置の設置の補助金を交付します

内 容 市では、後付け急発進防止装置の設置の国補助金に上乗せして、補助金を交付します。(※ただし、市の補助は「自家用」に限ります。)

補助金額 国補助金控除後の額の2分の1(上限10,000円)

※国の補助制度については、「次世代自動車振興センター」のホームページや、認定販売店などでご確認ください。



◆市の補助の対象となる人

以下の①～⑥のすべてに該当する人(1人1回限り)

- ①令和2年3月9日以降に、次世代自動車振興センターの後付け装置補助金(いわゆる国補助金)による控除(補助の適用)を受けて装置を取り付けた人
- ②装置を設置した日の属する年度末において65歳以上の人
- ③装置設置日および申請日において大村市内に住所がある人
- ④有効期限内の運転免許証をお持ちの人
- ⑤市税の滞納がない人
- ⑥暴力団員などでない人

◆市の補助の対象となる車

- ①自家用車であること(車検証上の区分が「自家用」であること)。
- ②車検証上の使用者が申請者本人であること。
- ③原則、設置後1年間は装置を処分(売却・譲渡・廃棄など)しない予定であること。



◆申請方法

申請書に下記の書類を添えて、安全対策課に提出してください。

- 後付け装置設置証明書(取付店に作成してもらう書類です。)
- 運転免許証の写し・自動車検査証の写し・取り付け時のレシートなど

※申請書は、安全対策課にあります。

この他、市が住民基本台帳の情報と納税状況について確認することに同意いただけない場合は、「住民票の写し」と、「市税の滞納がないことの証明書類」の提出が必要です。